

農業後継者クラブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内の農業の担い手の健全な育成と農業の自営に欠かせない幅広い知識や実践力の養成に資するため、予算の範囲内において農業後継者クラブ補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、市内の農業後継者クラブとする。ただし、市税を完納していない者は、補助事業者としない。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 農業後継者クラブの運営等に関する会議
- (2) 農業経営及び農業技術向上のための研修会
- (3) その他農業後継者クラブに有用な事業

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、資料等会議費、通信運搬費、会議出席負担金その他農業経営及び技術向上活動に係る経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる額の合計額とする。ただし、算定の対象となる農業後継者クラブ員の年齢は、交付申請年度の4月1日において39歳以下とする。

区 分	補助金額
農業後継者クラブ員1人当たり	2,000円
農業後継者クラブ1クラブ当たり	10,000円

(交付の申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年5月31日までとする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、市税納付状況確認同意書（別記様式）とする。

(着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

市税納付状況確認同意書
平成 年 月 日

岡山市長 様

住所
氏名

農業後継者クラブ補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による補助金交付申請に当たり、市税納付状況の確認を受けることに同意します。また、市税に滞納がある場合、要綱第3条の規定より補助事業者とされないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。